JACA
JAPAN ASSOCIATION FOR COLLEGE ACCREDITATION
NEWS LETTER
一般財団法人 短期大学基準協会

2016 AUGUST Vol. 75

CONTENTS

●基準協会の動き
●論説１　第三者評価を受けて得たもの
●論説２　本学が第三者評価を通じて得たもの
－ ALO としての感想－
●協会から　自己点検・評価の質的向上目指して

基準協会の動き

組織

●評議員の選任について

去る６月 17 日（金）に行われた第５回評議員会において、任期満了に伴う次期評議員の選考が行われ、次の方々が選出されました。

〈評議員〉

氏　名	所属機関／職名
大塚　雄作	独立行政法人大学入試センター／教授、試験・研究統括官
片桐　武司	中部学院大学短期大学部／理事長
髙坂　祐夫	大阪信愛女学院短期大学／学長
小林　雅之	東京大学　大学総合教育研究センター／教授
今野　雅裕	政策研究大学院大学／教授・学長特別補佐
西塔　正一	釧路短期大学／学長
佐藤　尚武	滋賀短期大学／学長
鈴木　利定	群馬医療福祉大学短期大学部／理事長・学長
田島　　眞	実践女子大学短期大学部／学長
法官　新一	八戸学院短期大学／理事長
森元　弘志	広島文化学園短期大学／理事長
室井　廣一	東筑紫短期大学／学長
山本　眞一	桜美林大学大学院／教授

●理事・監事等の選任について

同評議員会において任期満了に伴う次期役員（理事・監事）の選考が行われ、次の方々が選出されました。

また、同日に行われた新役員による第２回臨時理事会において、理事長に関口修理事、副理事長に原田博史理事と福元裕二理事が選任されました。

〈理事〉　（◎理事長、〇副理事長）

氏　名	所属機関／職名
◎関口　　修	郡山女子大学短期大学部／理事長・学長
〇原田　博史	岡山短期大学／理事長・学長
〇福元　裕二	西九州大学短期大学部／理事長・学長
麻生　隆史	山口短期大学／理事長・学長
一谷　宣宏	園田学園女子大学短期大学部／理事長
大野　博之	国際学院埼玉短期大学／副理事長・学長
奥田　吾朗	大阪国際大学短期大学部／理事長
川並　弘純	聖徳大学短期大学部／理事長・学長
工藤　智規	東京電機大学／理事
越塚　宗孝	札幌国際大学短期大学部／学長
坂根　康秀	香蘭女子短期大学／理事長・学長
佐久間勝彦	千葉経済大学短期大学部／理事長・学長
佐々木公明	桜田通り総合法律事務所／弁護士
清水　一彦	山梨県立大学／理事長・学長
滝川　嘉彦	名古屋文理大学短期大学部／理事長・学園長
竹田　貴文	一般財団法人短期大学基準協会／事務局長
舘　　昭	桜美林大学／教授
ジョイス･津野田幸子	聖徳大学／学長補佐・教授
八耳　俊文	青山学院女子短期大学／学長

〈監事〉

小口　春久	日本歯科大学東京短期大学／学長
齋藤　力夫	永和監査法人／会長
谷本　栄子	関西外国語大学短期大学部／理事長・学長

●委員の補充について

広報委員会の委員の補充が次のとおり決まりました。

氏　名	所属機関／職名
二木　寛夫	山口芸術短期大学／理事長

事業報告・決算報告

●平成 27 年度事業報告及び決算報告が承認されました

去る 5 月 26 日（木）開催の第 20 回理事会及び 6 月 17 日（金）開催の第 5 回評議員会において、平成 27 年度の事業報告（案）及び決算報告書（案）が承認されました。詳細は本協会のウェブサイト（http://www.jaca.or.jp/）に掲載しておりますので、ご参照ください。

第三者評価

●平成 29 年度第三者評価の申込みを締め切りました

平成 29 年度第三者評価は、去る 6 月 3 日付で評価の申込み案内を全国の公・私立短期大学へ送付し、7 月 29 日に評価の申込みを締め切りました。平成 29 年度に評価を受ける短期大学は、9 月の理事会で決定し、関係校へ通知します。

●「平成 29 年度第三者評価 ALO 対象説明会」を開催します

本協会では、平成 29 年度に第三者評価を受ける短期大学の ALO（第三者評価連絡調整責任者）及び関係者を対象（評価申込み校以外の参加も可）とした「平成 29 年度第三者評価 ALO 対象説明会」を、来る 8 月 25 日（木）に東京・一ツ橋の「一橋講堂」にて開催します。当日は、短期大学評価基準等について、選択的評価基準及び平成 27 年度評価からみた留意点について、基礎資料及び事務的な留意事項について、訪問調査の対応等についての説明・質疑応答を行う予定です。

●第三者評価活動に関するアンケート結果を公表しました

本協会では、第三者評価事業の改善及び円滑な遂行に資するため、毎年度、評価校に対してアンケートを実施しています。その結果の概要を、本協会のウェブサイト（http://www.jaca.or.jp/）に掲載しました。

●平成 28 年度第三者評価　評価員研修会を開催しました

本協会では、平成 28 年度の第三者評価（評価校 64 校）を実施するための評価員 263 名を対象に、7 月 11 日（月）・12 日（火）の 2 日間にわたり、東京・平河町「都市センターホテル」において「平成 28 年度第三者評価　評価員研修会」を開催しました。当日は次頁の内容の研修を行いました。

平成 28 年度第三者評価　評価員研修会

〈第 1 日目〉7 月 11 日（月）

初任者対象研修会

「開会挨拶」「第三者評価及び短期大学評価基準について」　原田　博史　氏〔第三者評価委員会委員長〕
「評価員の役割について」　川並　弘純　氏〔第三者評価委員会委員〕
「質疑応答」
「評価様式の取り扱い・事務的な留意事項について」　桜井　一江　氏〔短期大学基準協会事務局事業課長〕
「短期大学設置基準等について」　君塚　剛　氏〔文部科学省高等教育局大学振興課　課長補佐〕

〈第 2 日目〉7 月 12 日（火）

評価員全体研修会

「開会挨拶」　関口　修　氏〔短期大学基準協会理事長〕
「平成 27 年度第三者評価における課題と平成 28 年度第三者評価の留意点について」
原田　博史　氏〔第三者評価委員会委員長〕
「基準別評価票の作成について」　麻生　隆史　氏〔第三者評価委員会副委員長〕
「基礎資料について」　桜井　一江　氏〔短期大学基準協会事務局事業課長〕
評価チーム打合せ
「書面調査・訪問調査の留意事項について」　竹田　貴文　氏〔短期大学基準協会事務局長〕
「財務諸表の見方について」　森本　晴生　氏〔第三者評価委員会委員〕
「質疑応答」
「閉会挨拶」　原田　博史　氏〔第三者評価委員会委員長〕

（関口修理事長による開会挨拶）

（講師による質疑応答の様子）

平成 27 年度事業報告

概要

一般財団法人短期大学基準協会では、平成 27 年度に申請のあった 47 短期大学に対して第三者評価（認証評価）を実施いたしました。評価の結果、44 短期大学は、短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定し、3 短期大学は一部に問題が認められるため条件を付して適格と認定しました。また、平成 22 年度第三者評価において保留としていた短期大学を再評価した結果、1 短期大学を適格と認定しました。さらに、平成 24 年度第三者評価結果において、適格判定に条件を付した 2 短期大学の指摘事項が改善されたことを確認しました。

本協会のウェブサイトの整備充実では、平成 26 年度から作業が進められていた英語ページのリニューアルが完了しました。

短期大学に関わる高等教育の調査研究では、短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究として、短期大学における学習効果測定法の開発を目的に学生調査を行っています。

なお、本協会は会員制をとっており、平成 27 年度末現在の会員は 301 校でありました。

平成 27 年度の事業の内容は次のとおりであります。

◇事業内容

1．認証評価機関としての第三者評価の実施

(1) 平成 27 年度第三者評価の実施

平成 27 年度第三者評価については、平成 26 年 5 月に全国の公・私立短期大学へ評価申込案内を送付し、7 月末に締め切った結果、47 校から評価の申込みがありました。さらに、平成 22 年度保留校 4 校の再評価と併せて、平成 27 年度の評価校は 51 校となりました。このほか、平成 24 年度に条件を付して適格とした評価校 2 校の改善状況の確認を行いました。

第三者評価実施に先立ち、平成 26 年 8 月 27 日に評価申込校の自己点検・評価活動や第三者評価を円滑に進める責任者（ALO）、教員及び事務関係者等（出席者 110 名）並びに 91 校の評価申込校以外の会員校関係者（出席者 98 名）を対象に「平成 27 年度第三者評価 ALO 対象説明会」を開催して、本協会の目指す第三者評価、実施体制、実施方法等の説明を行いました。

第三者評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから A グループ（理事長・学長等）50 名、B グループ（自己点検・評価活動に経験がある幹部レベルの教員）54 名、C グループ（自己点検・評価活動に経験がある中堅レベルの教員）54 名、D グループ（自己点検・評価活動に経験がある事務部門の責任者）52 名の計 210 名（待機評価員 18 名を含む）を選出し、評価校 1 校につき 4 ～ 5 名の「評価チーム」を編成しました。

評価校 47 校の評価員を対象に平成 27 年 7 月 9 日及び 10 日の 2 日間、「平成 27 年度第三者評価　評価員研修会」を開催して、本年度の第三者評価に関する基本的な考え方について共通理解を図りました。研修会終了後、評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、9 月初旬から 10 月下旬まで 2 泊 3 日の予定で訪問調査に臨みました。評価チームは、訪問調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、第三者評価委員会へ提出しました。

第三者評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる 10 分科会を設け、11 月 16 日・17 日・18 日、11 月 30 日・12 月 1 日の 5 日間にわたって分科会を開催しました。各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者からヒアリングを行ったうえ、機関別評価原案を作成しました。

第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。さらに、12 月 17 日に開催された理事会では、評価校 47 校のうち、32 校については、機関別評価案の判定を適格とし、また、15 校は、法令違反や財

務等の問題があったため改善を促すこととし、機関別評価案は条件を付して、その改善報告等を待って評価するとの機関別評価案が承認され、翌 18 日に各評価校へ機関別評価案を通知（内示）しました。

第三者評価委員会からの内示に対して、1 校から異議申立て、14 校から表現等の訂正について意見申立てがありました。平成 28 年 1 月 28 日に開催された第三者評価委員会において審議を行い、異議申立てについては第三者評価審査委員会に諮問を行い、意見申立てについては対応案がまとめられました。2 月 4 日に第三者評価審査委員会が開催され、異議申立ての審査及び第三者評価委員会の意見申立てについての対応の確認を行いました。

1 月 28 日及び 2 月 18 日に開催された第三者評価委員会において、条件を付した評価校から提出された改善報告書・改善計画書等について審議を行い、改善報告・改善計画を了承しました。

2 月 19 日の理事会では、第三者評価審査委員会からの異議申立て等についての答申及び意見申立てについての対応に基づく表現等の訂正を行った機関別評価案並びに条件を付した評価校の改善報告及び改善計画等の審議を行い、それぞれ了承しました。

3 月 10 日の理事会において、第三者評価委員会から最終的な機関別評価案が提出され、審議の結果、44 校を適格と認定し、3 校が一部に問題が認められるため条件を付して適格と認定しました。また、平成 22 年度第三者評価において保留としていた短期大学の再評価を行った結果、1 校を適格と認定しました。さらに、平成 24 年度第三者評価結果において、適格判定に条件を付した 2 校の指摘事項が改善されたことを確認しました。評価結果は翌 11 日に評価校へ通知しました。

平成 27 年度第三者評価結果報告書を作成し、文部科学大臣に報告するとともに、会員校、報道機関及び関係各方面へ配布しました。

⑵ 平成 27 年度第三者評価の評価員研修会の実施

「平成 27 年度第三者評価　評価員研修会」は、平成 27 年 7 月 9 日・10 日の 2 日間にわたり開催しました。第 1 日目（7 月 9 日）は、初任者対象（出席者 169 名）として、第三者評価の概要や評価員の役割について研修を実施しました。第 2 日目（7 月 10 日）は評価員全体（出席者 221 名）として、基準別評価票の作成、書面調査・訪問調査の留意事項、財務諸表の見方等の研修や各評価チームに分かれての打合せ等を行いました。

⑶ 平成 28 年度第三者評価の準備

平成 28 年度第三者評価については、平成 27 年 6 月に全国の公・私立短期大学へ評価の申し込み案内を送付し、7 月末に評価申込みを締め切った結果、私立短期大学の 67 校から評価の申込みがありました。

申込み校には、平成 21 年度に評価を受けた短期大学 47 校の他に、平成 22 年度評価校 20 校が含まれています。なお、平成 21 年度に評価を受けて、今回申込みのなかった 1 校については、学生募集停止となっています。また、平成 21 年度の評価校は 65 校でしたが、今回 47 校と減っているのは、既に評価を受けた短期大学や学生募集を停止した短期大学等があるためです。

⑷ 平成 28 年度第三者評価の ALO 対象説明会の実施

平成 28 年度評価実施校 ALO 対象説明会は、平成 27 年 8 月 26 日に開催しました。平成 28 年度に評価を受ける 67 校の ALO（第三者評価連絡調整責任者）、教員及び事務関係者等（出席者 160 名）、評価申込校以外の会員校関係者（出席者 74 名）、1 校の評価申込校以外の公立短期大学関係者（出席者 1 名）及び他関係機関（1 機関 2 名）の参加を得て、短期大学評価基準と自己点検・評価報告書作成上の留意点等についての説明をしました。

⑸ その他認証評価に係る事業

本協会の第三者評価は数多くの評価員の協力に支えられていますので、平成 27 年度第三者評価の評価員 191 名に対して、その功績をたたえ、ご貢献の感謝のしるしとして評価員認定証を交付しました。

2．短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

(1) 自己点検・相互評価活動のための情報提供などの支援

自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する会員短期大学にそのデータを提供するため、4 月に会員短期大学へ相互評価に関する情報提供の調査を実施しました。6 月に情報提供を承諾した短期大学へ相互評価に係るデータを一覧表にして提供しました。

(2) 短期大学間の相互評価の推進

相互評価の報告を、平成 22 年度から従来の冊子による配布に代えて本協会のウェブサイトに掲載しています。平成 27 年度に掲載したものは以下のとおりです。

1	中京学院大学中京短期大学部と常磐会短期大学（平成 27 年 4 月掲載）
2	九州龍谷短期大学と東九州短期大学（平成 27 年 5 月掲載）
3	大阪国際大学短期大学部と西九州大学短期大学部（平成 27 年 5 月掲載）
4	茨城女子短期大学と滋賀文教短期大学（平成 27 年 5 月掲載）
5	聖園学園短期大学と鶴川女子短期大学（平成 28 年 1 月掲載）
6	埼玉純真短期大学と山村学園短期大学（平成 28 年 1 月掲載）

3．地域総合科学科（総称）の適格認定評価・達成度評価

平成 27 年度は、地域総合科学科の適格認定評価の申請、達成度評価はありませんでした。

4．短期大学に関わる高等教育の調査研究

(1) 短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究

○ 短期大学の自己評価に資する学生調査

調査研究委員会では、「短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究」を重点課題としており、その取り組みの一つとして、平成 20 年度から短大生調査を実施しています。

本調査研究は、平成 25 年度の第 6 回目までは同委員会委員でもある山田礼子同志社大学教授をリーダーとする「大学生調査研究プログラム」（Japanese Cooperative Institutional Research Program, JCIRP）の研究開発と協力して実施してきましたが、平成 26 年度に実施した第 7 回目から山田教授と研究協力者による研究開発で大幅に改良し、本協会独自の短大生調査 2014（Tandaiseichosa 2014）として実施しています。

第 8 回目となる平成 27 年度の短大生調査 2015（Tandaiseichosa 2015）は、平成 27 年 9 月上旬に全会員校へ参加を募り、10 月上旬に締め切った結果、59 校（21,070 件）からの参加があり、11 月上旬から 12 月上旬に調査を実施しました。本調査では、入試方法や入学してきた目的、入学後に行った学習行動やその他の活動、回答時点の学習成果や短期大学に対する満足度や印象等の質問項目を設け、調査結果から得られた学生の傾向から、より学生が授業に活発に参加できるように授業の形態を考えていく資料にもなります。

また、参加した個々の短期大学が、自校のデータと全体集計・分析結果とを付き合わせることで、精度の高い自己評価資料を取得できることから、自己点検・評価となって認証評価への対応に役立てられるだけでなく、自校の強みや弱みを把握してのマーケティングやエンロールマネジメントの利用などのメリットがあり、かつ、全体結果自体は短期大学の実績を社会に示すことにもなります。

さらに、分野別の集計・分析法が研究開発の重点の一つであり、今回の調査では個々の短期大学で学科・専攻課程ごとの分析が可能となっています。

調査結果については、平成 28 年 2 月に参加校へ個別集計結果データを送付しました。なお、4 月に

全体集計結果の中間報告を取りまとめた後、参加校からの本調査に関するアンケートの結果を加えた最終報告書が９月頃にまとまる予定です。

５．短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) ニューズレターの発刊

本協会の広報委員会は、年４回会報「ニューズレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしています。平成 27 年度は次のとおり第 73 号までを発刊しました。なお、バックナンバーは、本協会のウェブサイト（http://www.jaca.or.jp/）に掲載しています。

〇第 70 号（平成 27 年４月発刊）

・論説１
「第三者評価　評価員を経験して」　赤井住郎

・論説２
「第三者評価　評価員を経験して」　森山廣美

・論説３
「評価員を経験して」　市岡　登

・協会から
「自己点検・評価の質的向上を目指して」　中野正明

・基準協会の動き
平成 26 年度第三者評価結果を公表、平成 26 年度補正予算、平成 27 年度事業計画及び収支予算、各種委員会委員の決定、委員の補充、「短大生調査 2015（Tandaiseichosa　2015）」の実施予告、会員校の状況、カザフスタン共和国の代表団来訪

〇第 71 号（8 月発刊）

・論説１
「第三者評価を受けて得たもの」　幾留秀一

・論説２
「ALO を経験して」　新海宏枝

・協会から
「自己点検・評価の質の向上を目指して」　小口春久

・基準協会の動き
平成 27 年度第三者評価　評価員研修会の開催、理事の選任、平成 28 年度第三者評価の申込みの締め切り、「平成 28 年度第三者評価 ALO 対象説明会」の案内、平成 26 年度事業報告及び決算報告

〇第 72 号（10 月発刊）

・論説１
「第三者評価を受けて得たもの」　船盛　茂

・論説２
「2 回目の ALO を経験して」　山田隆文

・協会から
「自己点検・評価の質の向上を目指して―職員の果たす役割と期待」　谷本榮子

・基準協会の動き
平成 27 年度第三者評価訪問調査の実施、平成 28 年度第三者評価　評価校の決定、ALO 対象説明会の開催

〇第 73 号（平成 28 年１月発刊）

・論説１
「第三者評価を受けて得たもの」　木内秀樹

・論説２

「ALO を経験して」　青嶋由美子

・協会から

「自己点検・評価の質の向上を目指して―協会開発の「短大生調査」」　舘　昭

・基準協会の動き

平成 27 年度第三者評価委員会分科会を開催、機関別評価案の通知（内示）、短大生調査 2015（Tandaiseichosa 2015）の実施

(2) 第三者評価結果報告書の刊行

上記 1－(1) のとおり、「平成27年度第三者評価結果報告書」を作成し、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

(3) 短期大学学生に関する調査（2014 年）結果報告の刊行

調査研究委員会が平成 20 年度から行っている短大生調査は、第 7 回目の調査結果を「短期大学学生に関する調査研究―2014 年調査　全体集計結果報告―」としてまとめ、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

(4) 短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載

上記 2 － (2) のとおり、平成 27 年度分の相互評価報告について 6 組の成果を掲載しています。

6．その他目的を達成するために必要な事業

(1) ウェブサイトの整備充実

ウェブサイトには、短期大学評価基準の改定、短期大学間相互評価の報告、研修会・説明会等の開催案内及び配付資料、第三者評価申込の案内、第三者評価関係様式の変更、各種委員会委員の変更、ニューズレターの掲載、事業報告・決算報告、年会費の改定、役員の変更、短大生調査の参加募集、英語ページの作成、第三者評価結果の掲載、事業計画・収支予算等の更新を 23 回行い、常に最新の情報を掲載しています。

また、平成 26 年度から作業が進められていた本協会ウェブサイト英語ページについては、理事長挨拶、協会の設立経緯、組織、第三者評価の概要、会員校一覧等の英語表記のリニューアルが完了しました。

(2) 認証評価機関連絡協議会への参画

本協会を含む認証評価機関 12 機関（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構　他）で組織する認証評価機関連絡協議会では、平成 28 年 3 月 2 日に第 13 回会合を開催しました。会合では、認証評価機関が定める評価基準に共通して定めなければならない内容等について、中央教育審議会大学分科会大学教育部会で、今年度中に審議をまとめて、文部科学省令を改正する予定であるとの情報提供に続いて、協議事項に移り、①今後、認証評価において大学ポートレートを活用するために、大学ポートレートにおけるデータの収集・蓄積についての要望書を提出すること、②ウェブサイトに英語表記で各評価機関の評価結果一覧を掲載すること、③平成 28 年度評価担当職員研修を平成 28 年 4 月 28 日に開催すること等が決定されました。

(3) 認証評価機関事務連絡会の実施

本協会では、認証評価事業を実施している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構の 3 機関と定期的（年 4 回）に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催して、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題等について情報交換を行いました。

貸借対照表

平成28年 3月31日現在

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	44,533,381	40,827,584	3,705,797
前払金	1,209,254	1,217,830	△ 8,576
流動資産合計	45,742,635	42,045,414	3,697,221
２．固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	100,000,000	100,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	32,130,888	29,649,359	2,481,529
減価償却引当資産	8,414,398	7,270,996	1,143,402
評価事業引当資産	134,500,000	125,500,000	9,000,000
特定資産合計	175,045,286	162,420,355	12,624,931
(3) その他固定資産			
建物付属設備	300,114	360,280	△ 60,166
什器備品	1,671,725	2,754,961	△ 1,083,236
保証金	7,920,000	7,920,000	0
その他固定資産合計	9,891,839	11,035,241	△ 1,143,402
固定資産合計	284,937,125	273,455,596	11,481,529
資産合計	330,679,760	315,501,010	15,178,750
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	3,074,651	3,203,652	△ 129,001
預り金	364,101	325,690	38,411
流動負債合計	3,438,752	3,529,342	△ 90,590
２．固定負債			
退職給付引当金	32,130,888	29,649,359	2,481,529
固定負債合計	32,130,888	29,649,359	2,481,529
負債合計	35,569,640	33,178,701	2,390,939
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
寄付金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
（うち基本財産への充当額）	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
２．一般正味財産	195,110,120	182,322,309	12,787,811
（うち特定資産への充当額）	(142,914,398)	(132,770,996)	(10,143,402)
正味財産合計	295,110,120	282,322,309	12,787,811
負債及び正味財産合計	330,679,760	315,501,010	15,178,750

正味財産増減計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（１）経常収益			
基本財産運用益	[50,000]	[60,328]	[△ 10,328]
特定資産運用益	[66,775]	[67,676]	[△ 901]
受取会費	[87,367,800]	[77,906,200]	[9,461,600]
事業収益	[65,988,000]	[77,844,000]	[△ 11,856,000]
雑収益	[3,621,064]	[2,176,193]	[1,444,871]
経常収益計	157,093,639	158,054,397	△ 960,758
（２）経常費用			
事　業　費	[112,279,655]	[107,529,500]	[4,750,155]
管　理　費	[32,026,173]	[32,553,403]	[△ 527,230]
経常費用計	144,305,828	140,082,903	4,222,925
当期経常増減額	12,787,811	17,971,494	△ 5,183,683
２．経常外増減の部			
（１）経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
（２）経常外費用			
固定資産除却損	[0]	[6,760]	[△ 6,760]
経常外費用計	0	6,760	△ 6,760
当期経常外増減額	0	△ 6,760	6,760
当期一般正味財産増減額	12,787,811	17,964,734	△ 5,176,923
一般正味財産期首残高	182,322,309	164,357,575	17,964,734
一般正味財産期末残高	195,110,120	182,322,309	12,787,811
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
Ⅲ　正味財産期末残高	295,110,120	282,322,309	12,787,811

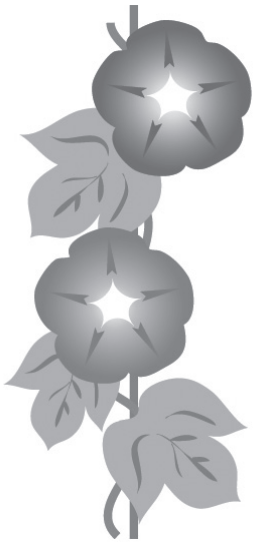

論説 1

第三者評価を受けて得たもの

篠　塚　　徹（拓殖大学北海道短期大学　学長）

はじめに

拓殖大学北海道短期大学は、昭和 41 年の創立で、北海道深川市に位置しています。創立間もなくの昭和 43 年度から農業系、経済系、保育系の 3 本柱で教育体系が形成され、今日に至っています。本年度は創立 50 周年の節目に当たりますが、農業や地域経済を創造・発展させ得る人材、子どもの感性を育むことのできる人材（幼稚園教諭・保育士など）を育成することを教育目的としています。

本学は平成 20 年度に 1 回目の第三者評価を短期大学基準協会で受け、「適格」の評価を得ました。今回は学長として初めて受けた第三者評価でしたが、幸い第 1 回評価を経験した教職員が多数居ましたので、これらの教職員も含めた強力なメンバーを自己点検・評価委員会に集めて 2 回目の評価に備えました。

1 自己点検・評価報告書の作成に当たって

本学は法人全体の「自己点検・評価委員会規程」（平成 9 年 4 月制定）に代えて、平成 25 年 12 月に独自の「自己点検・評価委員会規程」を制定しました。規程に基づき、本学の教育研究活動等の状況、組織・施設の運営状況及び財務状況について、自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図っています。

今回の第三者評価の対象となる「平成 27 年度自己点検･評価報告書」の作成に当たっては、当然のことながら学長の下、副学長、学科長、ALO、コース長、教務委員長などで構成される自己点検･評価委員会が作成の軸となりました。当初は学長が東京に出張して不在のことが多い間、委員長代行が総合調整に当たりましたが、意見集約や全体の統一性を図る点で必ずしも作業が円滑に進みませんでした。そのため、急遽、農学ビジネス学科長を副委員長に据え、新しい体制を構築しました。同副委員長は、学長のリーダーシップの下で、強力なイニシアティブを発揮し、調整と取りまとめの役割を十分果たすことができました。

もとより基準Ⅰ～Ⅳ及び選択的基準の検討段階では本学のすべての教職員が第一次担当者として関わり、その素案を自己点検・評価委員会でさらに検討しました。最終段階で報告書の一貫性・整合性を保持するには、基準協会の意を体した明確な方針に基づく取りまとめのイニシアティブが重要であることを深く認識しました。

2 課題克服への努力

今回の報告書作成に当たっては、前回の評価結果において「向上・充実のための課題」として指摘された留意点の現状を明らかにすることに努めました。この点の解明が、一定期間を置いて第三者評価を行う重要な意義だと考えたからです。

第一点は、環境農学科「新規就農コース」の退学者を減らすための有効な対策を求めるものでしたが、同コースを発展的に解消して学科全体の社会人入学者を増やすなどの対策を講じました。実質的に新規就農者を増やすことに努め、この努力は現在も続いています。

第二点は、東京の併設四年制大学（拓殖大学）との連携強化を中心に、留学生の受け入れの検討などを通じて、入学者をさらに増やす努力を求めるものでしたが、具体的な対策を通じて拓殖大学との連携を強化しました。また、留学生の受け入れ数を増やすため、海外の協定校を増やしています。抜本的には、平成 26 年度に環境農学科と経営経済科を農学ビジネス学科に統合するとともに、入学定員を募集能力に合った規模に変更しました。

第三点は財務面の指摘でしたが、平成 26 年度の改組転換とともに、人件費削減やその他経費の見直しを随時実施し、引き続き健全な財務体質を維持するように努めています。

前回の評価結果で指摘された留意点をどのように改善してきたかを明らかにすることは、第三者評価を定期的に行う意義について深く認識する良い機会でありました。

3 訪問調査を受けて

2 日間にわたる訪問調査では、質疑応答を主とする面接と学内視察が行われました。評価員の先生方は本学の自己点検・評価報告書を十分読み込んでおられ、訪問調査の全期間、和やかな雰囲気の中にあっても引き締まった時間が流れていたように思います。本学においては理事長、学長以下の教職員が揃い、想定問答集も用意して、万全の準備体制で臨みました。

学内視察では、水稲や畑作物、野菜、花卉を栽培する農場や温室、保育教育に必要な音楽施設や保育教育施設を熱心に回っておられました。施設等が教育の現場でどのように活用されているかという観点から随時鋭い質問や指摘がありました。

面接調査は訪問期間中に 3 回行われました。教育目的と学習成果の関係、教育の質の確保、進路先アンケートのデータ化、学生募集の方法、財務状況の現状と今後の方向、FD 活動と SD 活動、メンタルケア体制など、様々な問題について質問やコメントをいただき、本学として現状を肯定的に評価していただく面があったと同時に、さらなる改善を求められる面もありました。

訪問調査は、日頃本学が意を用いている自己点検・評価活動について、それらを客観的に見直す良い機会となりました。なお、訪問調査及び評価結果の報告書において指摘を受けた FD 活動の規程化については、本年 4 月 1 日をもって「FD 委員会規程」が制定されました。

おわりに

本学に関する評価結果報告書において、教員一人ひとりが学習成果及び授業改善の PDCA を実行し、それらを全教員が情報共有するとともに学外にも公開している旨の記述があります。第三者評価の節目にこれらのことを改めて確認することは、非常に大切なことだと考えます。

前述のように、今回の第三者評価に先立って本学は平成 26 年度に抜本的な改組転換を図りました。基準協会による評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにありますが、本学の改革（改組転換）は、この趣旨に沿った改革であったと思います。また、今次改革の線上において絶えざる自己点検・評価があり、

（拓殖大学北海道短期大学のキャンパス）

それらが今回の第三者評価で「適格」の認定をいただいた基盤だと自負しています。

最後になりましたが、終始熱心に訪問調査に当たられた評価員の先生方並びに評価に関連してお世話になった基準協会の方々に心よりお礼申し上げます。

論説 2

本学が第三者評価を通じて得たもの ー ALO としての感想ー

中　島　紀　子（聖カタリナ大学短期大学部　教授）

はじめに

本学は、平成 28 年度に創立 50 周年を迎えます。四国の松山市にある高等教育機関として地域に貢献できる短期大学を目指し、保育学科は長年、保育者養成を実践しています。今回は、平成 21 年度に続いて 2 回目の第三者評価でした。

ALO を経験し、振り返る時、学内に自己点検・評価の文化を浸透させることが私の任務であったと思います。平成 21 年に本学は初めて短期大学基準協会による第三者評価を受けましたが、それ以前は自己流の自己点検であったといえます。今回の目的である「教育の質」を保証できているかの問題提起に、ALO としてまず評価基準を理解することに必死でした。

現在、学長を委員長とする大学評価委員会のチームワ - クによって、学内に自己点検・評価の文化を浸透させることが出来ていると感じています。

1 自己点検・評価報告書の作成によって得たもの

本学の自己点検･評価活動は､学長のリーダーシップの下、大学評価委員会が中心となって全学的に行われました。全学的な評価活動となれたのは、本学が 1 学科の小規模の短期大学であり、日常的に学科や委員会活動によって協働していたからであると思います。保育学科の 11 名の教員と併設する四年制大学の事務を兼ねた事務職員は、日常的に学務を共有し、相互理解ができています。このことが自己点検・評価報告書の作成にも生きたと思います。

今回の改訂された評価基準は短期大学として教育の質を保証できているか、その為の PDCA サイクルが機能しているかなど、本学の教育活動・研究活動の実態をより客観的に、質的に把握する良い機会となりました。

本学は、まず、平成 22 年度から 24 年度の 3 か年を自己点検しました。基準Ⅰから基準Ⅳの行動計画を明らかにし、その行動計画を平成 25 年度と 26 年度に実行するよう努力しました。平成 27 年度にその行動計画を自己点検・評価し、自己点検・評価報告書を持って平成 27 年 10 月に訪問調査を受けました。平成 25 年度及び 27 年度の自己点検・評価活動及び報告書作成の作業は、改めて重要であったといえ

ます。

今回の評価基準は、前回の基準とは異なり、学習成果を中心として本学が組織的に機能しているかを問うものでした。教職員は、学生の就職率や免許・資格の取得率の高さによって漠然とは学習成果を達成できていると感じていたものの、学習成果を様々な査定方法によりデータとして明らかにする検証の意義を学びました。

また、平成 25 年度の報告書にあるように、その時点で三つのポリシ - 及び学習成果の明文化ができていないことも明らかになり、幾度となく学科会議や教授会で議論しました。その過程で学習成果の評価方法も不十分であったことが明らかになり、高等教育機関としての組織的、質的な部分で大きく前進することができました。報告書に必要な資料作成に携わった法人関係者及び本学の事務職員も、教育活動を支えるための組織のあり方を改めて学ぶことができたと思います。

今回、大学評価委員会は評価基準に従って報告書を作成するため幾度も委員会を開催しました。本学の現状を把握し、改善計画から行動計画へと立案しました。その過程で改善計画と行動計画の違いを的確に理解できにくい点はありましたが、この報告書の作成を通じて、現在は各部署の行動計画が実施できているかを把握するシステムが機能しています。

2 訪問調査及び評価結果より得たもの

訪問調査において評価員より受けた助言、そして「適格」の評価結果より本学が得たものは以下の点にあります。

今回の評価基準は大学の教育の質を問うものであり、本学の教育力にはもっと可能性があるという希望を持てたことです。以前は漠然と保育者養成を高く自己評価し、社会的にも良く評価されていると感じていました。しかし、今回の訪問調査による評価員の助言や評価結果より、具体的に、授業評価の活用について指摘を受けました。現在、FD 委員会はその改善策を実施しています。また、本学は、地域貢献を目指して様々な企画や社会活動を実施し、学科でもボランテイア活動や地域の子育て支援活動にも貢献してきました。今回、これらの取り組みも本学の特長として評価を受け、より大学として、学科の方針として取り組む方向が全学的に共有できました。このことは、学生の学習成果の達成に効果をもつと考えます。

次に、本学はこれまでに何度かの改組を行い、今回は保育学科が評価の対象になりました。学科の教育・研究活動は歴史がありますが、ある意味で視野が狭くなっていたと思います。それは、選択的基準に関することです。選択的基準は、各短期大学の選択に任されていましたが、教養教育と職業教育に関して気付いたことがあります。本学は、高等教育機関としての使命をもっていますが、保育者養成校であるので教養・職業教育も保育者養成に絞った解釈になっていました。短期大学としての教養教育とは、職業教育とは何かを考える必要性を認識することができました。このことは、教育課程の基礎教育科目の検討につながっています。

おわりに

今日、日本の大学の個性を妨げる動きがあるという意見もあります。第三者評価を受けることによって均一的な大学教育になるというよりも、今回も本学は自ら進んで第三者評価を受けましたし、何年後かには 3 回目の第三者評価を受けることになります。

本学はカトリックの短期大学として情操教育に務め、建学の精神に基づく保育者養成を実践していきます。これは本学の個性であり、地域の短期大学としてできる社会活動を模索していきます。このような各短期大学の個性を引き出す基準協会の取り組みを期待しています。

協会から

自己点検・評価の質的向上目指して

一般財団法人短期大学基準協会　理事
園田学園女子大学短期大学部　理事長
一　谷　宣　宏

学校教育法改正により、平成 16 年度（2004 年度）から施行された「認証評価制度」も 12 年が経過しました。それぞれの評価機関にはそれぞれの評価基準が制定されています。短期大学基準協会も、「短期大学評価基準」が設置されていることは申すまでもありません。12 年が経過した今、「短期大学評価基準」の中に修められている「短期大学評価基準の趣旨」を紐解きつつ、短期大学認証評価制度を振り返ることにします。

ー短期大学評価基準の趣旨ー（抜粋）

○　短期大学が行う自己点検・評価は、第三者評価のためだけではなく、また、環境の変化への対応やコンプライアンスの強化を図るためだけでもない。自己点検・評価は、短期大学の社会的使命や独自性を認識し、各短期大学が自らの教育研究活動の継続的な質の保証を図るために積極的に取り組むべきものであり、ひいては、短期大学全体、高等教育全体の質の向上と同時に多様性を確保するための礎となるものである。短期大学は、学生や地域の幅広いニーズにこたえ、地域文化を継承していく存在であり、多様性が乏しくなっていくことは、活力を失うことと同義だと考える。

短期大学による自己点検・評価は第三者評価の基礎であり、その促進は評価機関の責任の一部である。……以上。

従来、大学が大学として認知されるお墨付きは、きわめて厳格な関門の設置審査によるものでありました。しかし、2000 年代に入ってそれは規制だとして緩和され、代わって事後における認証評価に託されました。そして、それと相まって大学の質を保証する評価システムが構築されてきました。

平成 14 年 3 月、中央教育審議会大学分科会において、「第三者評価制度の導入等による大学の教育研究の質の保証を図るためのシステムの構築について」（骨子案）が発表され、その総論の中で、「大学設置に係る事前規制を緩和することに伴い、設置後の教育研究活動等の状況に対する国の関与は引き続き謙抑的としつつ、今後は当該大学以外の第三者が継続的に事後チェックを行うことによって、国際的通用性等の観点からも大学としてふさわしい質の維持向上が図られていくシステムを構築する必要がある。」と記されている。

認証評価は、最初の第 1 評価期間の 7 年を終え、第 2 評価期間に突入して 4 年が経過しました。この間、短期大学は変化してきており、新しい課題も次々と現れています。大学への社会の要望も、期待も次々と現れています。「教育の質」の考え方も変化しています。認証評価機関としての短期大学基準協会も、様々な変化に対応してきました。

この様な色々な変化を見据えつつ、「短期大学評価基準の趣旨」の本質的に備えるべき特質を大切にし、見失うことがないよう、又、認証評価機関・短期大学基準協会として、公的・行政的監督システムとは性格を異にすることを明確にし、「民」による柔軟なシステムであることを願います。

コラム

話す話と聞く話　―話が通じるために―

広報委員　森本　晴生（新渡戸文化短期大学　学園長）

車道と歩道の区別のない道を歩いていて自動車とすれ違うとき、自動車は歩行者を押しのけて通るように感じ、自動車は横暴だと思います。同じ道でも、自動車を運転して通るときは、歩行者は車の邪魔になるように歩くように感じ、身勝手で困ると思います。同じ人でも、立場が変わると同じ場面で違った感想を持ちます。

話をするときには、いろいろなことを考えて準備をします。テーマに内容が沿っているか。話の内容に誤りはないか。これまでの状況を正しく踏まえているか。そこから今後の展望を正しく導き出しているか。そして、話の長さは与えられた時間内に収まっているか。

このようなことを考えていると、話の原稿ができます。原稿どおりに話さないと、予定時間どおりに終わりません。しかし、聞き手が大勢の場合に話していると、予定原稿のままでは十分に理解されないだろうと、補足説明をしてしまいます。すると、その分だけ時間が延びてします。予定時間を超えないためにも、話すべきことを全部話すためにも、原稿どおり話すことは適切な方法です。しかし、これは話し手の立場だけでの考えであり、聞き手の立場が含まれていません。

聞き手の立場では、原稿どおりの話は抑揚がなくなって平板になり、何が重要かを判別できないことが多いのです。睡魔に襲われることすらあります。特に、原稿が事前に配布されていると、聞き手は話を聞かずに資料を読むので、誰も話を聞いていないこともあります。

決算理事会などで、事前配布されている決算書のすべてを事務局長が読む事例を聞いたことがあります。内容の正しさでは問題はありませんが、内容が正しく伝わるかは問題があります。数字を読める人は決算資料を受けとった段階で理解しているので、説明は不要です。数字を読むのが苦手な人は決算資料を見ても分からないし、当日の説明を聞いても分かりません。つまり、会議の場での朗読は、ほとんど意味がないことになります。

話をするときの最も重要なことは、伝えたいことが正しく聞き手に伝わることです。正しく話しても、聞き手に伝わらないことは多いのです。決算報告を聞き手に理解してもらうためには、資金収支計算書などを棒読みするよりも、特に伝えたいことの説明に留め、そのあとの質問に答えて説明するほうが理解されやすいでしょう。

編集後記

暑い日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。

今年は本協会では改選の年で、評議員会で評議員、理事、監事が選任され、新役員による臨時理事会で理事長・副理事長が選任されました。協会の新たなる発展が期待されます。

平成 27 年度の事業報告及び決算報告として貸借対照表と正味財産増減計算書を掲載しましたので、ご覧ください。論説は、第三者評価を受けられた短期大学の学長、ALO の 2 人にお願いしました。「協会から」は、一谷宣宏理事の「自己点検・評価の質的向上目指して」を掲載しました。今後の参考になれば幸いです。　（ＰＨＭ）

編集・発行
一般財団法人 短期大学基準協会　広報委員会
〒102－0073　東京都千代田区九段北 4－2－11
第 2 星光ビル 6 階
Tel. 03－3261－3594　Fax. 03－3261－8954
E-mail：jimukyoku@jaca.or.jp
URL：//www.jaca.or.jp/